

マージン率等に係る情報提供

株式会社日産クリエイティブサービス
厚木支店

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
対象：令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）

記

- 1

令和8年6月1日付派遣労働者数

58 人
- 2

令和7年度

派遣事業所数(実数)

6 事業所
- 3

令和7年度

労働者派遣に関する料金の平均額
(1日当たりの料金(8時間労働として算出))

31,591 円/日
- 4

令和7年度

派遣労働者の賃金の額の平均額
(1日当たりの賃金(8時間労働として算出))

20,005 円/日
- 5

労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除した割合

36.7%
- 6

法30条の4第1項の労使協定

・協定の対象となる派遣社員の範囲： 全員

・協定の有効期間： 4月1日より1年間
- 7

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口

生産技術課(山口・石山・菅野)

TEL 046-247-5998

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人あたりの 平均実施時間
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	2時間
1年目訓練	1年目派遣者	通信他	教育機関	無償	有給	6時間
2年目訓練	2年目派遣者	通信他	教育機関	無償	有給	8時間
3年目訓練	3年目派遣者	通信他	教育機関	無償	有給	8時間
その他スキルアップ	4年目以降	通信他	教育機関	無償	有給	8時間
※教育訓練体系図(別紙)参照						

- 8

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育費、年次有給休暇等弊社の
運営経費等を含んだものです。

賃金(時給・月給)

法定福利費

社会保険、健康診断、交通費、ほか

教育訓練費

キャリアコンサルティングによるスキルアップ教育を実施

年次有給休暇費

法定休日を付与

インセンティブ(一時金)

年度の決算後に年1回支給(会社業績による)

ほか、運営費等

以上